

# 第1班

## 第9回 懇談会（平成18年1月23日（月））

沼田先生、岡上、河本、木戸（司会）、高桑（発表）、古谷、三浦、山浦

“信託”が区・区長と議会の部分でのキーワード

“純信託”と“半信託”があるが、この場合は“半信託”

「市民が議会をつくる」「市民が市長を選ぶ」と明示する自治基本条例がある。このような表現でも良いかも知れない。

### 区・区長の役割・責務

運用の仕方が重要

日程をこなすことが目的になっていないか？  
（審議会、懇談会等）

健全な計画をたてることが今の時代に重要では？

議論が充分か、そうでないかについて、何かフィードバックする仕組みが必要

何もかもつつみ隠さず、区民に見せることも重要

多選に関する記述は必要か？  
本来ならば後継者を育てるべきだから長くいなくても良いと思うが...

### 議会の役割・責務

議会と住民との意見交換が重要

議員・議会にアクセスしたい要求がある。

「議員へのアクセス」、  
「議会へのアクセス」を分けて考えるべき。

「議会」へのアクセスなら自治基本条例で考えられる。  
議員は個々で。

### 条例の構成や位置づけ、 条文について

条例の“最高規範性”を入れるべき

条文は細かく書く必要はないのでは？

直接請求は今はハードルが高すぎる。

もう少しやりやすい直接請求のルートがあると良い。

例えば、議案提出権等（議会のハードルがあるか...）

一定のフィルターにかけた上で、請求できる仕組みがあれば良い。

条例制定後半年、1年で作った結果、どうなったかを確かめる必要がある。

### 分野別まちづくり課題

区のホームページはどこに何があるかわかりにくい。

## 第2班

## 第9回 懇談会（平成18年1月23日（月））

小原先生、片山、熊澤、関根（司会）、  
高橋、矢崎、若井（発表）

### 条例の位置づけ等

条例改廃に関することを  
うたっておく。  
具体的な提案にしてお  
く。  
その程度にはいろいろあ  
る...

条例の改正  
区民の意思表示に関する  
手続規定が必要。

だれでも読んでわかる  
わかりやすい条文に。

条例に基づき、他の条例  
等も見直す必要がある。

細かい規定は別途個別に  
定めても良い。

住民の意思表示の手続に  
ついてふれる。

### 視点・考え方

税金の使い方をどうするか。

まちを発展させるために何が  
必要かを位置づける。

### 議 会

議会の提案権

70万区民となる見込  
議員定数をどうするか。

議会（間接民主制）と区民参  
加の折り合い

### 行 政

地方自治法の枠組の中である  
程度カバーされているので  
は。

法の枠内で行政運営は流れて  
いる。

10年間で行政は大きく変わっ  
た。地域との協働が進んでき  
た。

区民参加と協働を自治基本条  
例で体系化して位置づけたい。（区）

区で決めたことに対する住民  
投票の制度を盛り込むか、い  
ろいろ考えが出る。

区の考えは、  
区民との協働のしくみの集大成。

### 地域のまちづくり

地域のことは地域で、が基  
本。  
しかし、新旧等の住民意識差  
が障害。  
無関心層が増えている。  
行政分野が専門的で分かりに  
くい。

住民だけでは限界。  
行政等との協力が必要。

住民が実践でき、かつ成果を  
実感できる何かを盛り込めな  
いか。

# 第3班

野口先生、大島（発表）、黒田、鈴木、田中、西村、村上（司会）

## 第9回 懇談会（平成18年1月23日（月））

### ～区・区長の役割・責務について～

執行機関の責務	区長の責務	職員の責務	議会と区長との関係	自治基本条例
<p>人事制度の拡充を書いてはどうか。 人材育成を図り、効率的な運営を目指すべきではないか。</p>	<p>地方自治法の定める役割、責務の他に、区長の責務はあるのか？</p>	<p>職員は勉強せい！ 文京区 30 条（しかし、文末は努力規定に）</p>	<p>首長と議会が対立する場合 首長がやめさせられてしまっは区民の信託に答えていない。</p>	<p>議会のことを書くのか、最高規範性を持たせるのかなど。</p>
<p>区長がよりどころとなる考えを基本条例の中に入れるべき。</p>	<p>首長が決めれば良い。条文で定めなくても良いのではないかな。</p>	<p>職員は協働を担う資質を具える（ 入れている自治体あり）。 （辻山先生から）</p>		<p>自治基本条例の位置付けにもよるのではないかな。</p>
<p>選挙で選ばれる人とそうでない人を並列で役割・責務を書くべきでない。分けるべき。 （文京区第 25 条）</p>	<p>杉並区の条例と同じような結論に至ったとして、それを区長へ伝えるのか。</p>	<p>職員は、区民に対して公正であって欲しい。</p>		<p>他の条例を無効にすることはできない。</p>
<p>区長は... 区は... 区の職員は... } 主語には、様々なパターンがある。</p>	<p>責務というより、「こういう姿勢であって欲しい」という願いを表しても良いのではないかな。</p>	<p>4月の人事異動時には、「エクスキューズ」が入る。4月前にしっかりと教え込むべきだ。</p>		<p>最高裁判例 旭川学力テスト事件 憲法 教育基本法 その他の法 できるだけ解釈運用の基準を示す。</p>
<p>助役・収入役は区長の補佐なのだから「区長」で良いのではないかな。</p>	<p>地方自治法が変わったら... 首長が変わったら... } その場合でも、「区長はこういう姿勢でいて欲しい」を書き込んではどうかな。</p>	<p>専門的な事柄は、プロパーでプロを育てていかななくてはならない。</p>		<p>仕組みは埋め込んでおくことが大切。</p>
<p>文京区 25 条で、 区長、助役、収入役を列挙したのは、何か特別な意味があるのか。 単に「区長」「区長および職員」ではダメかな。</p>	<p>杉並区 12 条 2 項の 「区民の信託」をどう読むかな。</p>	<p>人事考課については、自治基本条例に書くのはふさわしくない。しかし、再雇用、再任用のヒドさを明らかにすることは大切。</p>		<p>当たり前のことでも書き込むことによって規範性があり、職員がちゃんとやっていないければ指摘できる。</p>
<p>「執行機関の職員」は、単に「執行機関」で意味が通じるのではないかな。</p>	<p>【視点】 1. 「区民の信託に答え～」は最低限入れるか？ 2. 他に入れるべき項目はあるか？ 3. 主語をどうするか？ 「区長」以外に主語があるか？</p>	<p>文京区の 30 条は当たり障りがない。</p>		
	<p>自分の意見に沿わない人の意見であっても、積極的に出向き、自らの意見を話し、その方の意見も聞いてもらいたい。</p>	<p>多選禁止条項は不要</p>		
		<p>立候補の自由 区民の選ぶ自由 } を妨げる</p>		
		<p>中野区では、多選禁止条項まで規定している。</p>		
		<p>中野の多選禁止条項は、重要とは思えない。</p>		

# 第3班

野口先生、大島（発表）、黒田、鈴木、田中、西村、村上（司会）

## 第9回 懇談会（平成18年1月23日（月））

### ～ 議会の役割・責務について～

